

事業評価シート【新規事業-1】

事業名	就園奨励費拡充事業			基本計画	章	教育文化
事業コード					節	幼児期教育
課係名	学校教育課	内線			項	幼児期教育の充実
担当者氏名		職名			細項目	

事業概要	私立幼稚園就園奨励費補助金を、満3歳到達時で入園する園児の保護者へも適用し交付することで、幼児教育の振興を図ることにより子育て支援策を充実させる。
------	---

現在の課題や市民要望など	現在の私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則では、満3歳を迎えた時点で私立幼稚園に入園した園児の保護者は、入園した年度は補助対象者とならず、補助金を受けることができない。このため、補助対象拡充の市民要望があり、陳情も議会で採択されている。また、県内他市の支給状況においても、9割近い自治体が、当該保護者を補助対象としているため、改善が望まれる。
--------------	--

事業目的	① 幼稚園に在園している全園児の保護者を補助対象とすることで、幼児教育の振興を図る。 ② ③ ④
------	---

個別取組	① 満3歳児入園児保護者に対する補助金交付 ③	② ④
------	----------------------------	--------

事業による改善・変更点	① 現在、幼稚園に在園中でありながら、補助対象となっていない保護者が補助対象となる。 ③	② ④
-------------	---	--------

事業対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人・世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体(民間) <input type="checkbox"/> 団体(公共) <input type="checkbox"/> 内部管理 <input type="checkbox"/> その他 ()
------	---

内容	① 満3歳児園児保護者に対する補助金交付 ③	② ④
----	---------------------------	--------

業務形態	<input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 負担金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 ()
------	--

内容	① 茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金 ③	② ④
----	-------------------------	--------

支出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 法令要綱：① 茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則、② 等名称：③ ④
------	---

事業継続	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度：無期 <input type="checkbox"/> 複数年度：有期 [始期 ~ 終期]	後年度負担 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
------	--	--

事業費の積算	26年度	27年度	28年度	事業費		後年度負担		事務スケジュール																																																																											
				国	県	有	無																																																																												
	<table border="1"> <tr><th>支給区分</th><th>支給単価</th><th>月割額</th><th>人数</th><th>計</th></tr> <tr><td>1子第3区分</td><td>199,200円</td><td>×</td><td>9/15</td><td>×</td><td>2名</td><td>=</td><td>239,040円</td></tr> <tr><td>1子第4区分</td><td>115,200円</td><td>×</td><td>9/15</td><td>×</td><td>3名</td><td>=</td><td>207,360円</td></tr> <tr><td>1子第5区分</td><td>62,200円</td><td>×</td><td>9/15</td><td>×</td><td>7名</td><td>=</td><td>261,240円</td></tr> <tr><td>2子第3区分</td><td>253,000円</td><td>×</td><td>9/15</td><td>×</td><td>2名</td><td>=</td><td>303,600円</td></tr> <tr><td>2子第4区分</td><td>211,000円</td><td>×</td><td>9/15</td><td>×</td><td>3名</td><td>=</td><td>379,800円</td></tr> <tr><td>2子第5区分</td><td>185,000円</td><td>×</td><td>9/15</td><td>×</td><td>8名</td><td>=</td><td>888,000円</td></tr> <tr><td>2子第6区分</td><td>154,000円</td><td>×</td><td>9/15</td><td>×</td><td>2名</td><td>=</td><td>184,800円</td></tr> <tr><td>3子第5区分</td><td>308,000円</td><td>×</td><td>9/15</td><td>×</td><td>2名</td><td>=</td><td>369,600円</td></tr> <tr><td>小計</td><td></td><td></td><td></td><td>29名</td><td></td><td></td><td>2,833,440円</td></tr> </table>	支給区分	支給単価	月割額	人数	計	1子第3区分	199,200円	×	9/15	×	2名	=	239,040円	1子第4区分	115,200円	×	9/15	×	3名	=	207,360円	1子第5区分	62,200円	×	9/15	×	7名	=	261,240円	2子第3区分	253,000円	×	9/15	×	2名	=	303,600円	2子第4区分	211,000円	×	9/15	×	3名	=	379,800円	2子第5区分	185,000円	×	9/15	×	8名	=	888,000円	2子第6区分	154,000円	×	9/15	×	2名	=	184,800円	3子第5区分	308,000円	×	9/15	×	2名	=	369,600円	小計				29名			2,833,440円	2,834	680	2,154	有	26.10 規則改正
支給区分	支給単価	月割額	人数	計																																																																															
1子第3区分	199,200円	×	9/15	×	2名	=	239,040円																																																																												
1子第4区分	115,200円	×	9/15	×	3名	=	207,360円																																																																												
1子第5区分	62,200円	×	9/15	×	7名	=	261,240円																																																																												
2子第3区分	253,000円	×	9/15	×	2名	=	303,600円																																																																												
2子第4区分	211,000円	×	9/15	×	3名	=	379,800円																																																																												
2子第5区分	185,000円	×	9/15	×	8名	=	888,000円																																																																												
2子第6区分	154,000円	×	9/15	×	2名	=	184,800円																																																																												
3子第5区分	308,000円	×	9/15	×	2名	=	369,600円																																																																												
小計				29名			2,833,440円																																																																												
	<p>2,834千円 × 1.07527 = 3,048千円 ・前年事業費 × 過去9年間の補助支給単価の伸び率</p>	3,048	731	2,317	無	26.11 対象者に周知申請受付																																																																													
	<p>3,048千円 × 1.07527 = 3,278千円 ・前年事業費 × 過去9年間の補助支給単価の伸び率</p>	3,278	786	2,492		26.12 交付決定																																																																													

経費節減効果	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	節減効果の内容
金額	千円	

主要指標	指標の種類		計算方法	目標(推計)値		
	名称			26年度	27年度	28年度
■ 活動指標	①	補助件数	補助金支給人数	29人	29人	29人
	②					
■ 成果指標	①	満3歳児入園率	在園児数/就園対象年齢人口	6.69%	6.94%	7.25%
	②					

事業評価シート【新規事業-2】

項目別評価	1. 実施主体・目的の妥当性		<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が関与すべき事業か。民間で実施できないか。 ・総合計画における目的に合致するか。課題解決に結びつくのか。
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. 妥当である B. 改善する余地がある C. 妥当ではない	幼児期教育振興を目的としているため、自治体実施が妥当であり、総合計画の目的とも合致する。
	2. 事業の有効性		<ul style="list-style-type: none"> ・意図した成果は確実に得られるか。 ・類似の目的を持つ事業はないか。
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. 有効である B. 改善の余地がある C. 有効ではない	幼児教育を振興する上では、今回の対象者拡充により、幼稚園在園者全員が補助対象となるため、意図した成果を得ることができる。
	3. 事業の効率性		<ul style="list-style-type: none"> ・成果を維持したまま費用を削減する余地はあるのか。 ・将来的なコストの増加・増大の要因はあるか。
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	B	A. 効率的である B. 改善の余地がある C. 効率的ではない	国においては、幼児教育に係る保護者負担の軽減のため、就園奨励費を通じ、保育費用の無償化に向けた段階的な取り組みを行っているため、年々増額の傾向にある。
	4. 緊急性		<ul style="list-style-type: none"> ・今実施しなければならない理由。 ・実施しない場合の問題点。
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. すぐに実施する必要有 B. 2~3年後に実施する必要有 C. すぐに実施する必要はない	幼児期教育の推進に直結し、現在茂原市が直面している人口減少対策においても有効と思われるため、早急に実施したい。
	5. 市民要望・公平性		<ul style="list-style-type: none"> ・どういう市民要望があるのか。 ・受益者負担は適正か。 ・公平性の点から受益の偏り(特定の地域や個人等)はないか。
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	B	A. 多くの市民要望有 B. 一部地域・団体等の要望有 C. 要望はない	対象となる園児の保護者より陳情が提出され、平成25年12月に採択されている。対象となれば在園園児全員の保護者が補助対象となる。
	6. 同規模他市・周辺市町村の状況		
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. ほとんどの自治体で実施 B. 同規模以上の自治体は実施 C. ほとんど実施していない	県内37市において、同補助制度がある市が33市あり、うち満3歳児を対象としている市は29市となっている。

上記

総合評価	■実施計画における位置づけ、財政状況による実現性		
	評価		◎評価理由
	A	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない	基本計画には、当該事業は盛り込まれていないものの、本市が全庁的に推進する、子育て支援施策であることから実施とする。なお、時期については、平成27年度の新規事業とし、他の子育て支援施策と併せ、実施に向けその財源確保を図ることとする。
	■政策調整会議による評価		
	評価		◎評価理由
	A	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない	幼児教育の振興を図る上で必要な取り組みであるとともに、本市が全庁的に推進する、子育て支援に資することから実施とする。
	■庁議による方針		
	評価		具体的な方向性
	A	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない	本市における人口減少対策として、子育て世代の負担を軽減することにより就園を支援し、幼児教育のさらなる振興を図ることとする。